

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」とは

たばこの煙は、たばこを吸う人だけでなく、周囲の人の生命及び健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっています。

とりわけ子どもについては、受動喫煙による健康への影響が大きく、自らの意思で受動喫煙を避けることが難しいため、東京都は「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を制定しました。



Q 条例はいつから施行されるの？

A 平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

Q 何歳までが「子ども」なの？

A 「子ども」は 18 歳未満の児童をいいます。

Q 罰則はあるの？

A 罰則はありませんが、受動喫煙を防ぐため、子どもと同室の空間などで喫煙をしないように努めなければなりません。

Q 条例に定める「たばこを吸ってはいけない場所」ってどんな場所？

A 家庭内の子どもと同室の空間、子どもが同乗する自動車、公園や広場、学校・児童福祉施設・小児科等の周辺の路上などが当てはまります。「子どもを受動喫煙から守る」という認識が重要です。



Q 保護者はどんなことに気を付けたいの？

A 家庭などにおいて子どもの受動喫煙防止に努めるほか、家庭の外においても、喫煙ができる場所や、受動喫煙が防止されていない施設に子どもを立ち入らせないように努めなければなりません。

東京都は、関係機関と連携し、子どもの受動喫煙防止に取り組んでまいります。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

条例の全文、その他健康に関することについて
右記のホームページに掲載しています。

とうきょう健康ステーション

検索

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/>